

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第4回）

令和7年5月27日

【鈴木利用環境課課長補佐】 本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会、第4回会合を開催させていただきます。

会場の構成員の皆様は、御発言を希望される場合は挙手をしていただき、オンライン参加の構成員の皆様は、御発言を希望される場合は事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長のほうから発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。御発言する際は、記録の関係等のため、冒頭にお名前のほうを言っていただくようお願いいたします。オンライン参加の皆様は、接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか何かございましたら、チャット機能で随時事務局に御連絡いただければと思います。

本日の資料は、議事次第と資料4-1から資料4-5までを用意しております。

議事進行は、曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。曾我部でございます。本日もよろしくお願いいたします。

では、本日の議事に入りたいと存じます。本日の進行につきましては、前回、意見交換の時間が十分に取れなかったこともありますので、前半にこれまでの議論を踏まえた意見交換、それから前村構成員からの御報告と質疑応答を行いまして、後半にヒアリングパートとしまして、オブザーバーでありますJAIPA様、日本インターネットプロバイダー協会様、それからICSA、インターネットコンテンツセーフティ協会様、それから参考人として、検索事業者の立場であります、LINEヤフー社様より御報告をいただき、こちらを踏まえまして、意見交換を行いたいと思っております。

では、まず、前回までの議論の振り返りとしまして、事務局より簡単に御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

【大内利用環境課長】 事務局でございます。それでは、お手元資料4-1に基づきまして、これまでいただいた御意見を踏まえた検討の基本的視座についてということで御説明をいたします。簡潔にいたします。

まず、ページをおめくりいただいて1ページ目ですけれども、この検討の枠組み、これ

については、基本的に前回御賛同いただいたものと認識してございます。また、御指摘もありましたけども、過去の児童ポルノですとか海賊版等の検討においても、こういった点、例えば憲法上の課題がある点ですとか、他の手段を尽くしたかを評価すべきであるといった点、また、仮に制度的解決を図る場合においても、目的の公益性ですとか手段の相当性、様々な判断要素があるという点を指摘されているところでございますので、この検討においても基本的にこれらの点を踏まえていく必要があると考えているところでございます。

その上で、前回に引き続きになりますけど、2ページ目以降で、構成員からの御意見をまとめてございます。2ページ目ですけども、前回から追加で頂戴いたした御意見を赤字で記載してございます。①必要性の部分については、例えばですけども、緊急避難の法理における補充性の観点から、他の手段の有効性について実質的な評価を行うべきであるという橋爪構成員の御意見、また、これは目的と手段の合理的関連性という観点もあろうかと思えますけれども、曾我部座長のほうから、ライトユーザの閲覧防止という目的も加味すべきといった御意見をいただいているところでございます。

3ページ目にお進みいただきまして、許容性の観点でございます。3ページ目でございますけども、救済の観点から橋爪構成員のほうから、法益の権衡という観点から賭博罪固有の法益だけではなくて、オンラインカジノ固有の弊害を評価すべきであるといった御意見、また、森構成員からになりますけれども、通信の秘密とオンラインカジノのアクセス抑止の法益が異なる別個の性質のものであるということを踏まえるべきであるといった御意見をいただいているところでございます。

続きまして、4ページ目にお進みください。仮にブロッキングを行う環境がある場合における実施根拠についての御議論でございますけれども、③でございますが、橋爪構成員から、立法措置を念頭に置くのであれば、緊急避難の要件を類型化した上で、ある程度緩和することも視野に検討すべきとの御意見がございまして、飛びますけども、曾我部座長のほうからも同様に、緊急避難の要件をどこまで厳格に踏まえるべきか検討すべきとの御意見があったところでございます。また、戻りまして、森構成員から、海賊版の経緯も踏まえまして、違憲立法にならない方策を考えるべきといった御意見、また、長瀬構成員からは児童ポルノの取組も踏まえるべきといった御意見もあったところでございます。

4については特にございませぬけども、引き続きこの資料につきましては、構成員の皆様からの御意見を中心に記載してございますけれども、当然ながら、このほかオブザーバーの皆様ですとか、スピーカーの皆様からいただいた御意見も^ろ^ろございませぬ。細かく御

紹介はいたしませんけれども、改めて申し上げますと、これまで松崎参考人からギャンブル依存症の実態について、小寺参考人からブロッキングの効果と限界について、野村総合研究所からフランス、イギリスのブロッキング実施状況について、また、上沼参考人からACD法制についてからの気づきについてそれぞれ御発表いただいているところでございますので、今後、中間的な論点整理に向けまして、我々としても参照、言及させていただく予定でございます。

事務局からは簡単でございますけれども、以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。そうしましたら、10時25分ぐらいをめぐりに議論、質疑応答を行いたいと思いますので、これまでの議論を踏まえ、御意見のある方がいらっしゃいましたら、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。山口構成員が途中退室の御予定ということですので、冒頭御発言いただけるということで、まず、山口構成員からお願いできますでしょうか。

【山口構成員】 読売の山口でございます。どうもありがとうございます。

ここまでの議論を踏まえて、申し上げたいと思っております。まず、オンラインカジノの依存症が深刻な問題であるということは疑いないと思っております。田中構成員のお話からしても、依存症に陥った人を家族だけで救い出すということは難しい、家族が関わることで、むしろ被害者となっていくおそれがあるということと理解をしています。依存症の蔓延を防ぐためには、社会、国家が関わる必要があると考えます。

実際に、ヨーロッパでは国が関与するための法制度をつくって対応しています。オンラインカジノに国富の流出という問題も指摘されておりますけれども、依存症問題だけでも相当大きな社会的、経済的問題であって、海外の現状を見ますと、オンラインカジノの依存症をこのまま何もせずに放置すれば、日本でも巨大な社会問題となることは間違いないと思っております。カジノサイトは、開設された母国では適法であっても、日本の利用者に向けて提供すると、日本の刑法の処罰対象となるということなんですけど、ただし、実際の法執行が困難であるということかと思えます。

では、どうするかということなんですけれども、クリーンなカジノサイトに対しては、日本国として、ジオブロッキングを要請するということが考えられるかと思えます。それでも対応がなされない場合に、日本側でのDNSブロッキングは有効策となり得るのではないかと思います。一方、ダーティーなカジノサイト、こちらが問題になるわけですが、ドメインホッピングを繰り返す可能性があります。その場合は、ブロッキングの有効性は

損なわれるということと理解しています。しかし、だからといって、刑事処罰は事実上不可能であって、フィルタリング、アクセス警告、さらには、金融当局などによる決済業者に対する支払いブロックなど他の対策も検討すべきであるし、これら他の対策も実施を目指すべきだと思いますが、結局のところ、どれも決め手とならないので、そうである以上は他の対策を実施する制度を整えつつ、アクセスブロッキングも排除せずに検討することが必要ではないかと考えています。

ただし、アクセスブロッキングは通信の秘密を侵害するものとして、慎重に考えなければならぬと思っております。アクセスブロッキングは、問題のあるカジノサイトの手前でブロックするのではなくて、ユーザの近くでブロックするということでありますので、海賊版サイトのブロッキングの裁判で、東京高裁がユーザの全通信内容の検知行為が実行され、通信の秘密の侵害に該当する可能性があると言及しましたけれども、これはさらに言えば、全ユーザの全通信内容の検知行為が実行されるということだと思われまので、こうした問題点は十分に認識されなければならぬと思っております。

そうしますと、児童ポルノのブロッキングのように、事業者が緊急避難を根拠として自主的措置として行うというようなやり方ではなくて、新規立法により行うというやり方が検討されるべきだと思います。新規立法に当たっては、オンラインカジノに限らずに賭博全体を見渡した政策に基づいた制度づくりが求められます。それに加えて、イギリスやフランスなどのような、例えばカジノ委員会といった専門の組織が必要となるだろうと思われま。その専門組織は、日本の場合においては独立行政委員会、いわゆる3条委員会とするのが妥当かなと思っております。行政委員会となると、今度は検閲禁止の憲法の定めと抵触する問題が出てきて、これを避ける必要がありまして、そのためには裁判所の手続を盛り込んで、裁判所の命令によってブロッキングを実行するという制度などが検討されるべきではないかと。かなり複雑な制度にはなりますけれども、裁判所の命令の効果としては、通信事業者は免責されるということだと思っております。

さらに、オーバーブロッキングにならないようにしていく手当て、オンラインカジノのブロッキングがほかの表現に波及しないようにする対策、手続の透明性を確保していく工夫など、相当きめ細かい検討が必要になると思っておりますが、現時点では、私は以上のような考えでございます。

以上でございます。

【曾我部座長】 山口構成員、大変包括的な御意見どうもありがとうございました。

では、ほかの構成員の皆様、ただいまの山口委員の御意見に対するリプライでも結構ですし、また、別な観点でも結構でございますので、お時間、まだ十数分ありますけれども、御自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。私、今の山口構成員の御意見と、併せて事務局の資料について申し上げたいと思います。

山口構成員の御意見で、国富の流出ではなく依存症の人の救済ではないかというような話がありまして、これは私、全く賛成でございます。他方で、現在の国の政策等を見たところ、公営ギャンブルについても、パチンコ、パチスロについても大きな見直しがなされるような、そのようなお話は、先般の閣議決定を踏まえてもどうも見られず、また、新たにカジノの誘致であったりとかスポーツベッティングであったりとか、そういうものを新しく導入しようという、そのような状況にありますので、国の政策全体として、果たして依存症対策というのをどう考えるのかということがはっきりしなくなっている、このままにしておくとか依存症の人というのは増えることはあっても減ることはないのではないかと考えていますので、そのような国としてどういう姿勢を取るのかということを変更して、ギャンブル全体について、公営ギャンブル、パチンコ、パチスロも含めて見直す時期に来ているのではないかと思います。

それから、2点目は、事務局資料の1枚目、非常に明快に整理をしていただいたと思いますけれども、前回も申し上げたことなんですが、ブロックングの対策としての有効性、そこが若干、1番から4番までの要件の中から落ちているのではないかと考えておりまして、橋爪先生からも御指摘があったところではありますが、私はブロックングが対策として有効であることがはっきり言えないと、これは通信の秘密を侵害するということを正当化できないと思いますので、有効性というものがどこかに入るのではないかと。もしかしたら5番なのかもしれませんが、位置的には2と3の間ですかね。それが要件になるのではないかと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今、2点目に関しては今の図で申しますと、①と②の間にブロックングの有効性というのがありますのと、あと②で得られる利益というのがありますので、今、その辺りに読み込めたりするのかなと思ったりもするんですが、もう少し特出して記載すべきという、そういった御意見になりますでしょうか。

【森構成員】 ありがとうございます。①と②、なるほど、そうですね。ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

【曾我部座長】 ありがとうございます。いずれにしても、御指摘自体は重要な御指摘だと思いますので、引き続きtake noteしていただければと思います。

そうしましたら、長瀬構成員からいただいていますので、その後、山口構成員、再度御発言希望ということですね。順番にお願いいたします。

【長瀬構成員】 長瀬でございます。基本的には山口構成員、あと森先生のお考えと私、同じような考えでございます。特に、児ポのほうで担当していた経験からといたらあれですけれども、どうしてもブロッキングだけで全てが解決できるわけではないというのは私は強く思っているところでございまして、児ポのときも犯罪対策閣僚会議ですとか、内閣府にぶら下がって、組織化されて児ポを全庁的に対処していこうというような動きがあったと記憶しております。

森先生おっしゃられたみたいに、依存症対策というようなところを含めて、総務省も含めて、いろんな省庁が多分関係してきて、全庁的にやっていく問題なのかなと考えているところでございます。そういったところを最終的に目指すというところが、あるべき姿なのかなと私は感じているところです。その中でのブロッキングということになりましたら、総務省がという形に多分なるのかなと思いますし、これだけブロッキングのことをしっかり検討しているのは総務省しかございませんので、そういったブロッキングに関しては、しっかり総務省がグリップした上で、全庁的な対処をしていくというような形がいい形になるのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。全省的な対応も必要という御指摘でありました。では、続きまして、山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 読売の山口でございます。2度目で申し訳ありません。先ほど森先生の御発言の中で、今回、ブロッキングとは少しずれていて申し訳ないんですけども、スポーツベッティングについて、導入の動きがあるということをおっしゃられたので、それについて一言だけ付言したいと思っております。スポーツベッティングの導入に関しては、私自身ははっきり明確な反対の意見を持っておりまして、いろいろと働きかけをした結果、自民党、あるいは経産省などにおいては、スポーツベッティングの導入については一旦諦めているという状況と理解しております。この点だけ、お伝えしたくて発言させていただきま

した。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、黒坂構成員、いただいています。それから対面で前村構成員からもいただいておりますが、時間の関係で、前半はそこまでとさせていただきます。ということで、黒坂構成員お願いいたします。

【黒坂構成員】 黒坂でございます。手短かに発言させていただきます。山口構成員から御発表、御指摘があった点について、私賛同いたします。森構成員の御意見ともかぶりますが、本件については、依存症対策をどのようにするのか、依存症の方、また、その家族をはじめとした関係者の方をいかに守っていくのか、これが非常に重要だと、この利益をどのように確立していくのかということだと思っております。

その上で、依存症に対しターゲット、光を当てるという観点で申し上げますと、ありていに平たく申し上げますと、そんなところの対策ではこれは対応できないということだと思います。すなわち、依存症の方々は、残念ながら正常な判断がなかなかできない状態であるから依存症である、これは従前の御解説にも及ぶところだと思いますが、であるがゆえに、簡単にかいくぐれるような技術、すなわち先ほど森先生がおっしゃっていた有効性が本当にあるのかというようなことも含めて、こういった技術の対策だけではどうにもならない可能性が高い、その蓋然性が高いと言えるかと思えます。ですので、総合的な法整備を含めた対策が必要であり、その中の一つとして、技術で本当に有効なものがあるのかどうかということを冷静に見極めていく必要があるだろうと考えておりますので、こういった議論を引き続き深めていければと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、続きまして、前村構成員お願いします。

【前村構成員】 前村でございます。ほぼ今、黒坂さんがおっしゃったことで、私も同じようなことを申そうとしたので、それは繰り返さないことにしますが、2名からそういう発言があったということは御認識いただきたいかなと思います。

その上で、総合的な対策が必要で、それは総務省だけではなくて、ほかの省庁も含んだ依存症に対する対策、不正なカジノサイトやあらゆるオンライン、オンラインだから問題が大きいんですけども、賭博といったものに対してどうやって対応していくかというのは非常に重要な、国民全体として、日本の社会全体として重要な問題だと思っておりますので、総合的な対策が必要と。

その中で、観念的というか、感覚的なお話をするんですけども、そこまで深刻であるものに対する対策として、ブロッキングという技術を見ると、全然似つかわしいというか、対応しない感じが、私はまず、直感としてするんですよ。それでも、あらゆる手を講じなければならない一つであるとか、あるいはライトユーザの抑止のためには、特にもう少し効果があるんじゃないかという御指摘もあるところですので、それに関しては、もちろん総務省の委員会ということであれば、通信手段のところからの対策がどのように有効なものがあり得るかということは検討していかなきゃならないんじゃないかと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。総合的な対策が必要だということで、ブロッキングに関してもそういった中で議論したいと思っているということが複数の構成員から御指摘ということで、事務局のほうからお願いします。

【大内利用環境課長】 1点だけ、事務局から、この場にはオブザーバーとして内閣官房はいませんけれども、我々のギャンブル対策の関係省庁会議の一員としまして、関係省庁ともよく連携をしてございますし、政府全体でも基本計画を、まさに閣議決定をまとめる過程で様々な議論をしてございますので、そういった観点から、しっかりと必要に応じて関係省庁にも伝えていき、また、総務省としてもしっかり力を尽くしていきたいと思えます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

では、前半の意見交換は以上とさせていただきます、次の議事のほうにまいりたいと思えます。こちらは前村構成員より、サイトブロッキングやジオブロッキング、技術的課題等について御説明をいただき、その後、質疑応答を行います。それでは、前村構成員、よろしくお願ひいたします。

【前村構成員】 ありがとうございます。本日はお時間いただきまして、誠にありがとうございます。JPNICの前村でございます。

DNSブロッキングに関するインターネット技術コミュニティの見解というタイトルにしてみました、まず、めくっていただくと、3ページ、過去の研究文書・声明など、ほんの一部ですけれども、持ち出してきております。インターネットでブロッキングが対策として出現するというのは大体10年ぐらい、ここ10年ぐらいのことなんじゃないのかなと思えますが、それに合わせてインターネットの基盤運営に関わる団体から幾つか声明や文書が出てきています。

2016年にはInternet Architecture Board、これはIETFの上位組織で戦略計画などを行うところなんですけども、こちらから、訳をしてくれていないんですけども、インターネットサービスのブロッキングやフィルタリングに関する技術的な考察としておりまして、インターネットの中で端末、リーフとかいいますけども、端っこでやる対策とネットワークの中でやる対策ということで幾つか区別をして、それぞれに検討しています。インターネットというものの根本的な思想の中で、エンド・トゥ・エンドの原則というものがあります。これはネットワークはパケットを行き来させるだけに徹して、あらゆるインテリジェンスはエンドサイト、エンドシステムに置くべきだという思想であり、その間でネットワークは余計なことをしないということなんです。ただ、その原則を、だから全部ほかは駄目と言うのも少し乱暴だと思います。そういった意味で、技術の整理がされているというところなんです。

2017年、Internet SocietyがInternet Content Blockingに関する視点ということで、これは基本的にJPNICのポジションでもありますアーキテクチャーをゆがめるからブロッキングなどするべきではないんだということでもあります。2018年の4月にJPNICから、政府によるサイトブロッキング要請報道への当センターの見解というものを outsourcing いただきました。これは、海賊版のブロッキングに関する騒動の最中で我々の考え方を明確にしたものなんですけども、こちらのほうの見解と、もう一度読んでみたんですけども、今もこの見解、そのまま言っても大丈夫かなと思うぐらいになっているということです。

それでもう一枚めくっていただきますと、つい最近なんですけども、ICANNのセキュリティと安定性に関する諮問委員会、SSACと呼んでいますけども、からドキュメントが出ました。「DNSブロッキングの再考」、DNS Blocking Revisitedという文書であります。

次のページを行っていただくと、SSACというところは何かということを一応念のために書き出そうと思っています。Internet Corporation for Assigned Names and NumbersでICANNと言いますけども、こちらがそもそも何であるかという説明からさせていただきますと、インターネットの識別子というのはIPアドレスやドメイン名、あるいはプロトコルパラメータの台帳管理を行うと、こうやって台帳の管理をしなければ通信が成立しないということです。その台帳管理の管理方針検討をコミュニティープロセスで行うという非営利法人です。こういったインターネットの総元締と言って過言ではないんじゃないのかなと思います。その中で、SSACというものはフロンティアの一線の技術者が集うところで、専門的な観点から技術的な助言を行う、それもセキュリティと安定性に関する助言を行うという

ものがSSACで、諮問委員会というのがほかに政府諮問委員会、ルートサーバシステム諮問委員会、一般会員諮問委員会と、こういったものがありますが、その中の一つだということです。

次、お願いいたします。SAC127というドキュメントです。これは2011年、12年にほかのSSACのドキュメントが出てきておりまして、それから10年以上たっていますので、10年以上たった今、技術や状況がかなり変わってきていますので、それを勘案して改版したというものです。2025年5月16日というのは先週なんですけども、16日付でドキュメントには書いてあるんですけども、実際に出てきたのは22日なので、相当直前になってやっと出てきたということでありました。実は、3月ぐらいからドラフトはこんなのあるよといって見せてもらっていて、これはぜひとも検討会で御紹介するべきものだなあと感じておりました。やっと出てきてよかったです。それで、お手元にそれを和訳していたものを添えてあります。実はSAC127を要約してお話しすれば大丈夫だろうなと思っていたんですけども、時間がそこまで潤沢にあるわけではありませんが、ディテールが非常に重要で、あんなことやこんなことも、そうなんだ、ああなんだといろいろと皆さん思っただけだと思いますので、少し粗い訳で恐縮なんですけども、和訳を付しておりますので、こちらのほうも御参照ください。

全体的にどのような立場で書いているかといいますと、インターネットに関連するコミュニティメンバー全員、特に政策立案者や政府関係者に対して、インターネット上のリソースへのアクセス制御にDNSブロッキングを使用することの意義、結果について助言をするものであります。それで、非常に中立的に書かれておりまして、メリットに関して書かれており、デメリットに関して書かれているというものです。

次のページお願いします。エグゼクティブサマリというところをさらに要約するわけなんですけども、こういう書き方がされています。DNSブロッキングはDNSクエリの正常な応答プロセスを妨害、interfereという単語でした、することで利用者のアクセスを制限するものであります。ここで妨害というと少し大げさだなと思われるかもしれないんですけども、ドメイン名のオーナーである登録者が解決させようとする内容を途中で割って入って別のものに変えるというのは、DNSポイズニング、毒入れ攻撃というものと全く同じことをやっている。そこに非常に本質的な違和感を感じるわけです。そこが問題なんです。なので、私にとっては妨害という言葉はそこまで大げさじゃないなと思うところです。

それで、実装が比較的簡単であるため採用例が幾つかあるが、制限があり、深刻な副作

用の可能性もあると書いてあります。そして、同じ機構を検閲に利用することもできるということで、十分な検討が必要であると。そういう道具立てをその目的に使っていいものだろうかということです。それで、SAC127の中ではブロッキングの実施や個別事例の妥当性には言及していません。なので、こういう問題、かなり具体的な例で占められているドキュメントであります。

それで、エグゼクティブサマリの中には、最後に勧告1、2、3というのと、勧告の2の中に細目がありますが、全体的にこういった勧告をしています。DNSブロッキングの実装、または義務づけする全ての組織がこのテクノロジーの影響を理解することを推奨する。それを実施したらどうい影響があるかというようなのは正確に分かってやるべきであると言っています。

勧告2、次のページお願いします。SSACはネットワークやサービスに対するポリシー、法律、または運用上の管理権限を持つ政府や組織など、あらゆるエンティティによって実装されるDNSブロッキングが以下のガイドラインに沿うことを推奨します。DNSブロッキングがその目的を達成できるかどうか判断する必要がある。リスクを最小限に抑える明確に定義されたレビュー及び意思決定プロセスを備え、ブロックする内容と方法について明確なポリシーを持つ必要がある。オーバーブロッキングを最小限に抑える技術を使用して、ポリシーを実装する必要がある。あとは管理制御外のネットワーク、またはユーザに影響を与えてはならないということです。

勧告3は、これは技術実装者に向けたものでありまして、DNSのプロトコルの拡張エラーコードで、ブロッキングというものが世間に結局使われるのであれば、これはブロックされたものなんだよというエラーコードを返すべきではないかということで、こちらのほうのエラーコードの拡張というのは今取組中だと理解しております。それで中の内容をごく簡単に御説明するのに、第3章のDNSブロッキング原則と前提というところがあるんですけども、こちらが一通り、ブロッキングがどういうものなのかということを書きながら、その影響も書き出していますということです。比較的簡単な実装でアクセスを早期に阻止できるが、実際的な限界もあるということで、これに関してはブラジルのX.com、旧Twitterのブロック命令というのが過去に出たことがありまして、それがどうなったか。つまりは、ブラジルの人もXにアクセスしたいんだが、それはブロックしろという命令が出たんです。でも、結局はVPNを使ったりいろいろなことをして、Xへのアクセスは何か月以上やむことがなかったということが書いてあります。また、同じ制限を課さない別のリゾルバを設定

することで、DNSブロッキングが回避することができる。ISPの皆さんがリゾルバを使ってくださいよと言って、そのリゾルバをユーザが使っているのであれば、そのISPが実施するブロッキングの対象になるんですけども、それは、リゾルバの設定を変えるだけで簡単に回避ができるということです。

これに関しては、インターネットユーザの約21%がそういうパブリックリゾルバを利用しているという調査がありますということです。こちらのAPNIC Labsというところなんですけども、APNIC Labsのほうの中身を見てみると21%というのは平均値であって、日本に限ると5%だということです。5%という数字が少ないか多いかを見るのは、皆さんいろいろな見方があるんじゃないかなと思います。重要なのはパブリックリゾルバを指定すれば、ブロッキングは無効になるということです。それとDNSクエリの暗号化、例えば、DNS-over-HTTPS、DNS-over-TLS、DNS-over-Quickなどで、DNSのプロセスを全体的に暗号化して実施するということもできます。これも回避が可能だということです。VPNによってトラフィック全体を回避するという手だてもあります。これ、難しいんでしょうとお考えになるかもしれないんですけども、iPhoneを持っていれば、比較的簡単にできる、設定だけできるというものでもありますということです。

あとは、不正事業者によるブロッキングの回避、例えばホストネームの変更は可能です。こちらのほう今、漫画海賊版のほうの対応というのも私、少し参加しているところなんですけども、ホストネームの変更、早ければ数日、1週間に何回もというケースもあるようです。このような形で、ドメインネームホッピングというやつなんですけども、回避をするということは非常に簡単だということです。

そして12ページ、意図しない、これはオーバーブロッキングなどの話をしていますけども、意図しない、影響するべきでないコンテンツ、サービス、ユーザに及ぶ過剰なブロッキングにつながる可能性があります。一つ非常にひどい例というのがありまして、イタリアというのはブロッキングやっているようなんですけども、海賊版対策で、とあるところが黒判定になったと。そのとあるところというのが実はGoogle Driveのドメインであったため、Google Driveがイタリアで使えなくなったという状態がある。これは典型的なオーバーブロックの例で、そんな日本人がやるんだったら大丈夫だろうと思われるかもしれないんですけども、非常にそうとは限らない、これやるほうはヒリヒリするというやつです。その辺の話は、ひょっとして後ほどお話もあるかもしれません。そういう影響につながる可能性があるというふうなことです。

そして、ブロッキングによってHTTPSやDNSSECのエラーが引き起こるということです。DNSSECというのは、DNSのドメイン名の登録者が出したい内容がちゃんと保全されてユーザに届くかというのを暗号化で保証するものなので、まさにコンテンツブロッキングのような、途中でリゾルトを変えるようなものというのはエラーにするというのは、これはもう、そういう仕様なので、DNSSECを使っていると、ブロッキングが入ると全然DNSSECは使えなくなると。そうすると、DNSSECなんかやめたほうがいいよね、使えないからねということで、インターネット全体のセキュリティを落とすという方向に作用するということを申しております。

あと3.4、ブロック回避はトラフィックの可視化とセキュリティ制御を損なう、これは何を言っているかということ、普通のリゾルバにアクセスしてくれているのであれば、普通のリゾルバを通じた全体的なトラフィックの採取ができて分析ができると。リゾルバを設定し直したりなんかするのが横行してしまうと、それが徐々にむしばまれていくということを申しております。というわけで、非常に簡単にSAC127の内容を申しました。多少御関心を持っていただけたのではないかと思いますので、まだきれいではない和訳ではありますが、参考訳のほう御覧になっていただければと思います。

そして、最後、ジオブロッキングに関して御説明、簡単にしようと思います。図柄がなくて恐縮です。14ページです。まず、ジオブロッキングには、ジオロケーションという技術を使います。ジオロケーションというのは何かということ、使っているIPアドレスの地理的な位置に関する情報を提供する技術です。例えば国別であったり、あるいは地域もかなり細かな地域までジオロケーション事業者の方々は掌握して、それをどうやって、どのように集約するかというところが、事業上の技術だということです。また、これは勝手にやられているわけではなくて、W3C、World Wide Web Consortiumでも標準プロトコルが制定されているというものです。ジオロッキング、つまり、ジオロケーションを使ってアクセス制御を行うわけです。なぜこういうことを行わなければならないかということ、映像などのコンテンツ配信事業者が、国別に設定されている著作権の保護を実現すると。このコンテンツは日本だけで見られますよとか、USだけで見られますよといったことをジオブロッキングは実現することができる。

つまり、これはコンテンツの提供事業者のほうで、ユーザからのアクセスを見てIPアドレスから地域を特定して、その上でアクセス制御を行うということで、オンラインカジノにこれを適用するのであれば、カジノ事業者のほうが自主的に禁止区域からのアクセスを

制限するということで、山口さんがおっしゃっていたことです。ですので、良識的なカジノ運営者はこれを使っただけならば、かなりきれいにアクセス抑止が実現するということがあります。

時間が長くなってしまったかもしれませんが、私からは以上です。ありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私から一つだけ。ジオブロッキングと通信の秘密の関係なんですけれども、こちら、コンテンツ配信事業者のほうで検知をするということですので、通信の秘密の問題は発生しないと、そういう形でよろしいですか。

【前村構成員】 そうですね。事業者というのは通信主体ですから、通信主体が送る、送らないを選択している。通信事業者や媒介者ではないので、通信の秘密というところに当たらないと、私はそう解釈しています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そういう意味では、ジオブロッキングとアクセスブロッキングと、通信の秘密との関係とは大きく違うということを確認させていただきました。ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。ひとまず、よろしいですか。そうしたら、本日盛りだくさんですので、また、もし御質問あれば、後ほどお出しいただくことにしまして、ひとまず、次に参りたいと思います。

続きまして、こちらヒアリングパートになるんですけれども、こちらは最初に、それぞれ順番に御報告いただいた後、質疑応答はまとめて行いたいと存じます。まず、JAIPAの野口様より、オブザーバーであります他の通信団体の取組内容を含め、ブロッキング等の技術的課題などにつきまして、御報告をいたします。では、よろしくお願いたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 私からでよろしいですか。

【曾我部座長】 すみません。黒坂構成員、御発言希望入れていただいていたでしょうか。大変失礼しました。よろしくお願いたします。

【黒坂構成員】 ごめんなさい。失礼いたしました。黒坂でございます。前村構成員に1点だけ質問させてください。

資料の8ページ目、勧告1のところ、SSACはDNSブロッキングを実装、または義務づけ

る全ての組織がこのテクノロジーの影響を理解することを推奨すると書かれていますが、ここで実装、または義務づけという全ての組織というのは、例えばISPであるとか、そういった技術的手段を実際に施す人たちのみならず、例えばDNSブロッキングの政策を検討したり、立法措置を行ったり、あるいは、影響を直接、好ましい影響も含めて受ける当事者を代表するような団体、代理するような団体、こういった人たちも含むと考えてよろしいでしょうか。

【前村構成員】 はい、そのとおりで結構です。

【曾我部座長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、改めまして、野口様よろしく申し上げます。

【日本インターネットプロバイダー協会】 では、始めさせていただきます。御紹介いただきました、日本インターネットプロバイダー協会、JAIPAの野口と申します。今日20分ほどを予定して、スライドでお話をさせていただきたいと思っております。

次申し上げます。今日の発表についてです。

次申し上げます。今日は大きく分けてこの5つのテーマでお話をします。全般としては、ブロッキングがほかの違法有害情報対策から見て特異な手法であるということをよく御理解いただいた上で、今後の検討してほしいという内容になっています。

次、申し上げます。まず、お断りです。今日、厳密な正確さよりも本質を損なわない範囲で分かりやすさを重視していきます。詳しくは深掘りの機会に幾らでもお話しさせていただくことができますので、よろしく申し上げます。

次、申し上げます。初めに、JAIPAの概要などについて説明させていただきます。JAIPAは主にプロバイダが集まる業界団体で、ブロッキングに直接関係をするのはISPという業態になります。広い意味では、ケーブルテレビであるとか携帯電話の会社なども実際、ISPとして会員になっていただいております。

次、申し上げます。会員はISPを含めて150社ほどおります。

次、申し上げます。俗にテレコム4団体と呼ばれる電気通信事業の4団体、JAIPAは兄弟姉妹の末っ子的な存在なんですけれども、オンカジそのものとはともかく、より広い意味での違法情報の対策全般を情報の受け手、送り手、それぞれに対していろいろと行っております。

次、申し上げます。ブロッキングについて御承知の方も多いと思うんですが、公開の議論でもありますので、改めて認識の共有を図っていきたく思います。Q&A形式で、この

後進めてまいります。

次、お願いします。ブロッキングは違法情報をインターネットから排除する対策なんですか。実はあまりそうではなくて、情報の受け手の手前でアクセスを遮断する方法です。情報そのものを排除するのは削除といった対策になります。

次、お願いします。ここでブロッキングの一応の定義について確認しておきます。ここでは、利用者、情報の受け手の意思に関わらず、アクセス先を全て確認してブラックリストに載っていたらつながらないという手法です。利用者全員に強制的な手法を伴うと御理解ください。

次、お願いします。ブロッキングの仕組み、主にDNSについて書いたんですが、一応図面をつくりましたが、ここではとにかくブロッキングが、次、お願いします。情報の送り手側に対する規制ではなく、次、お願いします。情報の受け手の側に対する対策であるということに改めて御理解いただきたいと思います。なお、ブロッキングの手法としては、ここで紹介したDNSのブロッキングのほかに、2番の伝送路のところで規制する方法があるんですが、非常に大がかりなことと、日本は幸いにも民主的な国ですのであまりそういったことに需要がなくて、そういったことを規制する設備を多くのプロバイダは持っていません。ですので、もしそれをやろうとすると大がかりな設備が必要となります。

次、お願いします。そして、違法情報にアクセスしなければブロッキング関係ないんじゃないですか。これは明確に違います。

次、お願いします。受け手に対する対策ということと、こうなるとどこにアクセスしようとしているのか分からない段階でやらなければいけませんので、全ての通信、全ての利用者の全ての通信を網羅的に検査する、これがブロッキングです。

次、お願いします。通信の中身がプロバイダから漏れないのであれば、私の秘密は守られているんじゃないでしょうか。実はこれも違います。通信の中身だけが通信の秘密なわけでもないし、漏れて初めて侵害になるわけでもありません。

次、お願いします。これは伝統的な解釈の話にもなってしまうんですが、通信の中身はもちろん、宛先や通信の存在自体というものが既に通信の秘密とされていて、通信を届ける目的以外には使えません。このようなことになっています。今は平和だから実感がわかないかもしれませんが、誰が誰に手紙を送ったかというのを権力が監視する時代があったわけです。今では、それこそ自分の弱みを匿名で他人に打ち明けて相談できるということも、ネットの通信の秘密というものがあるからといってもそれは過言ではないのかなと

思います。

次、お願いします。あまりやりたくないことなんですけど、通信の秘密の重さについて刑事罰という一面を紹介したいと思います。賭博は常習賭博、結構重い罪だと思う、犯罪なんですけども、実は通信の秘密も同じぐらいの罰が予定されていて、通信の秘密を我々が侵すととても重い罪に問われます。私たちはそれぐらい重い刑罰を伴って守らなければいけない、守る価値がある通信の秘密を利用者に託されている、このように思っております。

次、お願いします。通信の秘密、いつもこちらは通信の秘密、通信の秘密うるさいよと、犯罪者を匿うなど、結構Twitterとかでも、Xとかでも書かれるんですが、おっしゃる気持ちは分かります。でも違うんです。ブロッキングが問題なのは、関係ない利用者の通信の秘密を全部巻き添えにしてしまうからなんです。違法な通信を発する人の権利とか通信の秘密といったものは、そもそも問題になっていない。これは御理解いただけたらと思います。

次、お願いします。言い方を変えると、通信の秘密というのが実はプロバイダの権利ではなくて国民の権利なんです。それをどうするかというのは、私たちが国民の権利を勝手に放棄するという事は、これはできないんだと思います。

次、お願いします。利用者、つまり、国民の通信の秘密をどうするかを決められるのは私たちではなくて国民自身なんだと思います。これを制約する手法、ブロッキングはそうなんですけれども、どうしてもやるということであれば法的な根拠が必要なんじゃないかと思います。実際、根拠もなくブロッキングを始めたら、私たちはとんでもないリスクを負うことになって、海賊版のときには既に御紹介あるんですが、裁判もやられていまして、プロバイダにとってはすごく厳しい判決だったと理解をしています。

次、お願いします。実は今までブロッキングの理論で、正当業務行為とか緊急避難でやってくれと結構言われてきたんです。でも刑法、緊急避難という話になっちゃうと、違法な行為を、限定的に罪を問わないという話なので、そう簡単に認められないし、認められたら困ると思うんです。何より私たちは、原則違法な行為を緊急避難なんだからやってくれと言われ続けてきたわけで、その違和感はずっと思っております。

次、お願いします。ブロッキングが賭博と関係ない人の通信の秘密も犠牲に巻き込む以上は、立法という話になるなら後からひっくり返されないこと、違憲のおそれのない法律でなければ、およそ我々としては根拠にできません。ここで構成員の皆様にお願

いしたいなと思っているんですが、どうしてもブロッキングするという話になるならば、どうやったら法的な安定性のある違憲のおそれのない立法になるのかどうか、その条件をきちんと詰めていただきたいと思います。

次、お願いします。仮にオンカジにブロッキングが広がった場合なんですけれども、そのような立法が合憲と評価されるのであれば、理論上、どのような権利までブロッキングの対象に加わり得るのか、これもよく見直してほしいと思います。というのも、私たちは2010年の頃、政府からは児童ポルノ以外には広げないと言われてきたんですけれども、その後、2回このような場に呼んでいただいております。通信の秘密は国民の権利ですから、理論上、どこまで広がるのかをきちんと踏まえて国民が判断する、こういった権利がきちんとあるんだと思います。これもついでで恐縮なんですけれども、変な人が権力を握っても悪用できないようにすること、これについてもきちんと御議論、こういった場でしていただけたらと思います。

次、お願いします。熱くなってしまったんですけれども、ここから切り口を変えてみたいと思います。ブロッキングの前取るべき対策があるよねということです。

次、お願いします。理屈のお話かもしれませんが、オンカジに引き込まれてしまう過程で、広い意味で経由するポイントはたくさんあると思います。私なりにこのように整理を、取りあえずしてみました。

次、お願いします。少し雑なんですけれども、それを誰が何を止めるのかと整理をすると、こういう分け方ができると思います。

次、お願いします。さらに契約といったことなど、法的なつながりで考えたら大体こんな感じなんでしょうか。

また、次お願いします。まず、誘引の段階です。リーチサイトとか広告とかが4団体のガイドラインを採用する会社で立ち上がっていたら削除できる規定があります。ですので、基本的には違法賭博に近づかないところ、ライトユーザを入れないといった話であれば、まずはここから考えなきゃいけないのかなと考えています。検索の順位を下げるとか、そういった当事者への働きかけ、すごく重要だと思います。

次、お願いします。ここで誘引するコンテンツをブロッキングできないかなという疑問が出てくるかもしれません。結論的に難しいんじゃないかと思っています。というのが、SNSとか動画のようなものが実際こういうところで使われていると思うんですが、今はブロッキングは、基本はサイト単位でしかできないことが多いとお考えいただいていると思います。

なので、広告媒体やSNSでしっかり取り組んでもらわないといけないのかなど。YouTube全体をブロッキングしていいならば話は違うんですが、普通、理解されないと思いますので、そこはもう(広告)媒体とかプラットフォームをちゃんとやってほしいです。よろしく願いします。

次、お願いします。次に、接続の段階なんですけど、端末とネットワークで分けて考えた方がいいのかなと思います。厳密には違うんですけども、フィルタリングが主に端末で、ブロッキングは主にネットワークです。後にまた説明します。

次、お願いします。次はコンテンツを送る配信の段階です。仮に違法賭博のサイトが日本の会社のホスティングで立ち上がっていたら、4団体のガイドラインに照らして普通は即刻、削除や解約になっちゃうんじゃないかと思います。それ以前に、警察が強く要請してきて、断れないような要請をしてくると思います。そんな馬鹿というか、そんな不用意なサイト運営者は実際にはいないので、海外のサーバにコンテンツを置いてCDNというものを使うんだと思います。

次、お願いします。読売の記事を読んでいた方がいらっしゃると思うんですが、CDNというのは、サイト運営者に代わって1か所のサーバではなくて世界中のサーバを使って、効率よくトラフィックの多いサイトのコンテンツを配信することに使える仕組みです。CDNというのはサイト運営者と契約をしていて、もちろん日本国内にもエッジサーバというのがたくさんあります。

次、お願いします。サイトの運営者がCDNにアップロードしたサイトを世界中のサーバで、CDNの中でコピーをして、見に来た人に近いところのサーバが応答する。これが基本です。

次、お願いします。配信の流れもそんな感じで、ただ、アップロードとかの一連の動作というのは自動で行われます。CDN側から自動的に引っ張ってくるといったほうが分かりやすいのかもしれませんが。

次、お願いします。CDNを使いますと自分のサーバというのは矢面に立たないので、サイバー攻撃とかもCDNの巨大で大きな強力なサーバが受けて防御してくれますし、一方で、権利侵害情報の責任追及が難しくなるとかそういった問題も起きております。

次、お願いします。CDN自体は企業とか役所とかトラフィックの多いサイトの配信には不可欠なんですけれども、これもよくも悪くもなんですが、オンカジのサイトもCDNを使っているようです。JAIPAで調べたところ、使われているCDNは特定の1社にかなり集中していて、そのエッジサーバというのは、もちろん日本にもあります。

次、お願いします。多くのカジノサイトがクラウドフレアというCDN、これは読売の記事にもありましたが、CDNを使っています、他社を含めてほとんどエッジサーバは日本の国内にある、こういったありさまです。

次、お願いします。この次まで進んじやってください。申し上げたように、CDNというのはサイトの運営者と契約をしているので、情報の送信に関与する立場とある程度評価できると思います。その対策を求めるにしても、送信側への要請なので通信の秘密の問題にはあまりならないんじゃないかと思います。

次、お願いします。しかもCDNはスポーツとか権利物の配信にも使われていて、特定の国に限定配信とかができるはずなんです。何しろユーザがいる国を見分けて、ジオロケーションですが、近いサーバから配信する技術を持っているので。ということは、日本政府がCDNの会社に対して、オンカジのサイトを日本に送ってくるなど言ったとしても全くおかしな要請だとは思いません。

次、お願いします。こちらは議論をお願いしたいんですが、CDNとしてもいろいろな国を相手に事業を展開しているので、各国できちんと違法という根拠がなければ対応できないと言われても、そうかなと思います。CDNに賭博サイトの国内向けの配信をやめてもらう法的な根拠の整理と、さらに踏み込んで、賭博サイトの配信の事実を何回も再三警告を受けながら、知りながら配信を続けたCDNの法的な責任についても御議論いただければと思います。

次、お願いします。そして、NHKスペシャル、衝撃的だったと思うんですが、日本の若い人がマルタに移住をして、顔出しでオンカジのディーラーをやっているようなところが見えたんですけども、これって海外から同胞を違法な賭博に引き込んでいるということなので、法執行とか旅券返納命令とかができるのか分からないんですけども、こういったことととにかく関与させなくて、帰国を促すような方策というものを、これも考えてもらいたいと思います。

次、お願いします。オンカジはとんでもない金額が動いているので、当然お金の流れを封じる、これ基本中の基本なんじゃないかなと思うんですが、こういったことについてもきちんと検討されることを期待します。

次、お願いします。ここからフィルタリングについてお話をします。実はフィルタリング、4団体が青少年向けに普及啓発を図ってきたものなんですが、ブロッキングは議論を始めたばかりの段階ですけど、フィルタリングは既にあるもの、定着しているものを使っ

てできる対策なので、ここでは今、提案ができます。

次、お願いします。ブロッキングとフィルタリング、似ているようで全然違います。法的に考えると利用者の意思に関係なく強制的にかけるのがブロッキングで、利用者の意思で使ってもらうのが、保護者も含めてですが、フィルタリングです。

次、お願いします。私がフィルタリングの一番大きなメリットだと思うのは、カテゴリを指定できる場合が多いので、ジャンル全般を規定できるんです。つまり、公営競技とか競馬、競輪、競艇、オートレース、あとパチンコとかも対象にし得ると思います。ブロッキングでは、それ絶対無理なので、あとアプリのインストールも止めることができることが多いと。こういったこともメリットです。

次、お願いします。もっともどんなものにもメリット、デメリットがあるわけで、根本的なデメリットは本人が全く嫌だという状況では難しくて、家族とか本人の御理解が必要なのかなと思います。ただ、ブロッキングも回避が容易なので、その限りでは大きく変わらないという可能性は確かにあります。

次、お願いします。このセクションをまとめると、ブロッキングだけは第三者の権利、通信の秘密の侵害を伴う異質の手法なので、ほかと同列に扱えないんだと思います。まずはほかの手段を取っていただく、これが駄目だったら当事者に対してどんな要請をしたのか、何でできなかったのか、それをきちんと検証して、本当にブロッキングしかないのかということを経営者や国民に対して説明していただく必要があるのかなと思います。

ここまでは補充性の問題に相当します。法益の権衡については、多分に法的な評価もあるので、私は今日は触れられておりません。そもそもなんですけど、今回の議論で何を守りたいのか、オンカジのアクセスが止まればいいのか、ギャンブル依存症をなくしたいのか、それによっても対策が異なるので、補充性の基準とかが変わってくるかもしれません。後者だとすると、公営やパチンコも問題だと思うんですけども、そういった話というのはあまり伺えていないように思います。確かに対策が完了していないことをもって補充性を否定すべきではない、それはそうかもしれませんが、頼んでもいないとかやってもいないんだったら駄目なのかなと思います。

次、お願いします。ここからはブロッキングへの過度な期待というテーマでお話をします。

次、お願いします。ブロッキングというのは通信経路の途中で通信を通す、通さないを

制御します。私たちは通信の中にいる人です。

どうぞ、次、お願いします。通信の途中にいる人って信じられるのでしょうか。インターネットというのは、国も成り立ちも違ういろいろなネットワークの相互接続なので途中には本当にいろんな人がおります。

次、お願いします。私たちは今のところ、通信を黙って通すプロバイダなんですけど、私のようにいい人ばかりじゃないのがインターネットで、こういう通信路のでも安全で自由なインターネットをみんな使いたいわけです。

次、お願いします。インターネットの一応の標準では大事だと思うんですが、問題の対策はE2Eで行うことが原則となっていて、これは前村さんもおっしゃっていたんですが、本来、通信路では何もしない前提で考える。これは本当にそのとおりです。

次、お願いします。通信の途中にいる人、マン・イン・ザ・ミドルとか中間者とかいうんですが、これが信じられるとは限らないので、例えばウェブであればブラウザからサーバまでを全部暗号化するとか、そのような技術が使われています。

次、お願いします。現実の動向として技術の進歩というのは途中にいる人を信じないという方向で一貫しています。E2Eの暗号化もそうです。目的はどうあれ、ブロッキングというのは中間者攻撃そのものなので、当然防御の対象になります。2010年頃の児童ポルノのときから随分条件が変わっていて、今からブロッキングは技術的には難しく、はっきり言って効果はあまり期待していただいてもしょうがないのかなという状況だと思います。

もう一つお話をしておくと、ブロッキングは、ファイル単位とか、お金賭ける、賭けないとか細かい条件は今設定できなくて、基本はサイト単位になっちゃうと思います。そのとき、サイト全体のアクセスが全て違法で、カジノサイトのアクセス自体が全部違法で、全体をブロッキングできる事例というのがどれぐらいあるのかというのは疑問であります。それ（必要）以上にブロックしたら、それはオーバーストッキングです。

次、お願いします。途中で中身を見たり制御しようとしても介入できなくなるように技術は進んでいます。ただ、悪いことをしたくてそういう技術が発展するんじゃなくて、世の中には本当に盗聴とか検閲をされてしまう通信路があるんです。暗号化がそれへの答えで、多くの介入を不可能にする技術です。

次、お願いします。ブロッキングの回避は簡単かと言われると、実に簡単ですとしか言えません。OSやブラウザの標準の機能でできるものもあるし、オンカジの場合は、運営者側が回避方法を紹介するだろうと思います。

次、お願いします。もし日本がオンカジの大きなマーケットだとすると、サイト側で回避手段を取ってくるということも間違いないと思います。何しろスマホアプリが基本ということになれば、スマホアプリの中にブロッキングの回避方法は簡単に仕込めると思います。容易にブロッキングを回避されてしまうと何が起るか、自業自得かもしれないんですけど、セキュリティ上のリスクというものも生じてきます。ここまでが、今までおっしゃられた、橋爪先生もおっしゃられた避難行為の妥当性という話になるかと思います。技術に関しては、深掘りの機会に幾らでもお話しできますので、また、よろしくをお願いします。

次、お願いします。ブロッキングのコストというものも無視ができなくて、回避が容易な割には、全員にかけるから設備の負担が大きくなるんですけども、これを誰が負担するのかという話になります。通信サービスを使わない人はいないので、結局全国民の負担になっていくといえます。

次、お願いします。ここから全体のまとめをしていこうと思います。

次、お願いします。ブロッキングをどうしても実施するのであれば、緊急避難とかも難しくして法的な根拠が必要だと思います。義務づけの立法となれば、どのような作為義務を課すのか、それがインターネットの相互接続性を損なわないのか、こういった検討も必要かと思います。ブロッキングは賭博と関係ない人の通信の秘密を侵害するのですから、高度な立法事実が必要でありまして、ほかの手段が尽くされたのかしっかり検討が必要です。

次、お願いします。もし今後、立法の議論をするのであれば、当事者となる電気通信事業者の側に丁寧なヒアリングをしていただくなど、プロセスをしっかり踏んでいただきたいと思います。というのも、思いつくだけでブロッキングのリストを誰がどんな権限でつくるのかとか、行政だったら検閲になるんじゃないとか、司法だったら誰が誰に請求して、司法の決定の名宛人が誰なのかとか、日本はプロバイダが数百あります。ケーブルテレビも入れたら千の桁になると思うんですが、例えばそこで執行停止とか不服審査を誰が請求できるのかとか、実務をやっているとこういった問題、気になって仕方ありません。大変、酷なようで申し上げるかどうか悩んだんですけど、成人が自分の意思で危険なサイトに近づくことを、私たちには強制的に止める力も権限もないです。ブロッキングにもその力はないと思います。ですけれども、JAIPAとしては、インターネットにまつわる社会の問題について、オンカジの依存症対策についても、できることはきちんと提案するなど誠実に向き合っていきたい、これはお約束します。ただ、ブロッキングというのは将来のイ

インターネットの在り方や、ひいては、表現の自由や民主主義の形を変えてしまうおそれがあるほど危険な手法でもあるので、引き続きこういった点も踏まえて、しっかりとした議論をお願いしたいと思います。

JAIPAからの発表は以上で、後ろに参考資料もつけてありますので、それも併せて見ていただけたらと思います。ちょうど時間、19分50秒でしょうか。長くなりました。駆け足で大変申し訳ありません。これで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

【曾我部座長】 短時間で大変密度の濃い御報告、どうもありがとうございました。

ただいまの御発表につきましては、後ほどまたまとめて質疑応答をするということで、ひとまず、次のヒアリングに入りたいと思います。次は、ICSAの立石様より、児童ポルノブロッキングのリスト作成管理等の運用を行っているお立場から、ブロッキングの現状と課題等について御報告をいただきます。では、よろしくお願いします。

【インターネットコンテンツセーフティ協会】 御紹介ありがとうございます。ICSA、インターネットコンテンツセーフティ協会の代表理事をさせていただいております、立石と申します。よろしくお願いします。

ICSAって何だという話は後でしますが、簡単に言うと児童ポルノの、日本で唯一児童ポルノのブロッキングをやっている団体として、児童ポルノのサイトのリストをつくることです。先ほど野口さんのほうからいろいろ説明ありましたように、刑事罰になる可能性があるので、恐らくブロッキングで一番最初に被告になる可能性が高いのが私かなと思いつつながら、ネタですけれども、長くやらされているということで、やっております。

一枚おめくりいただきまして、ブロッキングの定義、先ほどもありましたので、もう簡単にだけ、ユーザ本人の同意とは関係なくやるものだと、ネットワーク全体をやってしまいますので、ユーザのほうから外したりすることは基本的にはできません。ただ、回避策というのはあるんですけれども、根本的にフィルタリングという言葉、これは日本はちゃんと今、ブロッキングとフィルタリングと分けて言っているんですけど、ほかの国に行くと結構ごちゃまぜで、まず、この定義から始まるんですが、日本でいうフィルタリングというのは、青少年保護のために2006年でしたか、できた法律を基に、18歳以下は親権者の同意を得て掛けましょうと。基本的には義務になっていますけれども、親権者の同意を得ると、逆に外すこともできるというのがフィルタリングです。

一枚おめくりいただきまして、先ほどと同じようにかぶるんですけど、イメージ的なものとして、ブロッキングというのはどういうものかというものを、もう1回違うメカニズ

ムについて御説明したいと思います。一般の方というか、いわゆる通信事業者、ネットワークをやっている人以外にブロッキングというと、イメージとしては、こういう絵かなと。青い左下の絵から、ある人がAさんのうちに行きたいなということで行って、でも、Aさんのところの家の前まで行くと、Aさんのところが立入禁止になっていたというのが恐らくブロッキングしているイメージだと思います。

一枚おめくりください。ところがインターネットのブロッキングというのは、実は門番が24時間365日ずっと見張っています。なぜか57時間になっているな。すみません、どうして57時間になったかよく分からない。24時間でございます。門番に一々、カラオケに行きたいんだよと言うと、門番は行っていいですよと出してくれるんです。

次、おめくりいただきまして、ところが、今度はAさんのうちに行きたいと言ったときに、門番がそこは行っちゃ駄目だと、ここはちゃんと24時間365日になっていますが、そうすると門番が出ていくなということで、出してくれないというのがブロッキングです。これを全てのインターネットユーザの全ての接続ごと、だから皆さんがクリックとかタップするたびに全部やっているという、メカニズムとしてはそれが正しい。だからどこかまで行って止められているんじゃないかと、家を出してくれないと思っていただければちょうどいいかなと思います。

続きまして、通信の経路とCDNということで、これもいろいろなところと話していると誤解があるので、若干簡単に説明させていただきたいと思います。次をおめくりいただきまして、これはこんな簡単な経路ではないんですけれども、インターネットというのはいっぱいいろんな形があります。御存じのように、もともとあるパネットという軍事ネットで、どこかが攻撃されて何か壊れてもほかの経路をたどって通信ができるというためにつくったのがインターネットですので、実は途中経路がいっぱいいろいろあります。できるだけ技術的には近いところを当然探していくんですが、このようにいろいろなところがあります。

一枚おめくりください。複雑な経路でいくと、どんどん遅くなりますので、さっき野口さんのほうから話があった、CDNはこれを一気にバイパスするというイメージだと思っていただけたらいいと思います。

次をおめくりください。もう一つ、今回あまりここは議論にならないかもしれないんですが、一つのホームページを見ても、あるいは、一つの画像をダウンロードするときも、必ずしも同一経路を通っているわけではありません。一つのデータがばらばらになって下

りてくるということも多々ある話です。よく私自身も一つの経路で行って戻ってみたいな図を描いちゃうんですけども、本当はばらばらになってくると。昔のインターネットを御存じの方は、少しずつ絵がブラウザ上で表示されたりするのを覚えていらっしゃると思うんですけど、そういう形で実はばらばらで来ていますと。

次をおめぐりください。そういった上で、メカニズムを分かっていた上でブロッキングについてお話ししようと思いますけれども、日本で唯一やっているブロッキングは児童ポルノですが、2005年頃、実はもう少し遡るんですけども、私がよく新聞なんかで目にし始めたのがこの頃かなと思います。国際的にもよく取り上げましたし、2001年だったか、横浜だったりとか、2005年がたしかリオだったと思うんですけど、児童ポルノの対策会議みたいなのを国際的にやられているんですけども、先ほど言ったように、日本で唯一事業者がやっているブロッキングは児童ポルノのみだと。3つ目、これは結構大きなことなんですけど、一般ユーザはブロッキングしているサイトの内容を確認できない。当たり前です。ブロッキングして見えないので、本当に違法な児童ポルノサイトなのかは判断できません。見えないので、戸が開けられない以上、向こうに何があるかは見えないということです。なので、変な政治家が変なことをやったりとか、変な会社が変なことをやっても、そこはなかなか分からないということの難しさがあります。

ただ、児童ポルノに関しては、被害者が特に、ゼロ歳の子も被害者になる得るわけですので、自ら声を上げることができないということもあるので、厳重な管理に基づいて運用を行っている限りにおいては、許容し得るのではないかと考えております。ただ、児童ポルノという言い方が、日本は法律なのでしようがないんですけども、国際的には今、CSAMと、Child Sexual Abuse Materialという言い方を今していますので、これに対する批判も実はあつたりするんですけども、そういう児童ポルノについてのみやっていると。

一枚おめぐりいただきまして、先ほどの2005年以降がいろいろ国際的な高まりとか、あるいは、私もICSAをやっている以上、子供たちの虐待対策をやっている方々お話をすることで、これはしようがないと。特に2009年の総合セキュリティ対策会議の中で、下記のようなもの云々がありましたと。その中にブロッキングもやるべきじゃないかという話がありました。この対策会議の中、ずっとやっていく中で、先ほど申しましたようにリストを公表するわけにはいかないんです。児童ポルノのリストですから。厳重管理をするために、児童ポルノ掲載アドレスリストの作成、管理、もつという運用団体を設置するということが決まりました。

次、おめくりいただきまして、その中で児童ポルノ流通防止協議会と、これはいろいろ、要するに、いろんな人がいろんな形で児童ポルノはやらなきゃいけないんだけど、そう簡単にやっていいのかということも始まり、それから、オンラインカジノと違って、違法であるということはほぼ間違い、児童ポルノという定義の中に入れば、違法だということなので、その中で皆さんで協力してまいりましょうということで、児童ポルノ流通防止対策専門委員会というものができて、そちらに構成員が移行するというか、いろいろあったんですが、なっています。

と同時に、もう一枚、13ページ目をおめくりいただきまして、当時、既に安心ネットづくり促進協議会というものが、2006年か2007年からできていましたので、その中に児童ポルノ対策作業部会というものを設置して、その中で、座長の曾我部先生をはじめ、皆さんに入っていて、その中で法的問題は大丈夫なのかと。今、ここでもまさにされていることですが、その中で、この中に中間報告ということで、下のほうから読みますが、ウェブ上を流通する多様な違法有害情報の中でも格別というべき類型であって、検挙や削除が著しく困難である場合に、より侵害性の少ない手法、運用で、著しく児童の権利等を侵害する内容のものについて実施する限り、緊急避難として、現行法の下で許容される余地はあり得ると考えるということで、やっても大丈夫じゃないか。最後の許容される余地はあり得るとということで、訴えられる可能性があつてという形になりますけれども、やろうということになります。

続きまして、通信の秘密の侵害、これは専門の方がたくさんいらっしゃるのですが、あまり言いませんけれども、通信の秘密というのは、通信したことすら通信の秘密の範囲であるということもあるので、そう簡単に破るわけにはいかないし、先ほど言いましたように、ブロッキングのメカニズムが、先ほど申し上げたように全ての通信を見ているということを見ると、侵害であることは明らかなんです。

続きまして、次のページお願いします。いろいろ正当防衛だとかあるんですが、緊急避難だろうということで、緊急避難が、刑法37条で、現在の危難、補充性、法益権衡が満たされれば、違法性は阻却されるということで多分大丈夫じゃないかと。

もう一枚めくっていただきまして、現在の危難は、児童ポルノが既にもうネット上に置いてあるのが当然ありますよと。ICSAのほうで気にしているのは、これがちゃんと、変な言い方になりますが残っているかと、まだあるのかということを確認しています。

続きまして、③のほう、17ページ目で、ほかに特にこの当時、手法がないだろうという

ことで、ブロッキングもDNSブロックと、それからURLフィルタリングという、これは画像を1枚ずつ落とすんですけれども、可能性としては、取り得るというお話になりました。

おめくりいただきまして、18ページ目、法益権衡で、子供の将来にわたって基本的人権だとか人格権を否定するようなポルノ画像が出回るといことは重大だし、それは日本国民全体の通信の秘密を侵害してでも守るべき権利じゃないのかということをお皆さんで考えていただいたということになります。

19ページ目に児ポブロッキングと緊急避難ということで書いてあります。時間があまりなくなってきましたので、これは後でお読みいただいたらと思います。

それで、20ページ目です。先ほどいろいろ言いましたが、いろいろあったんですけれども、紆余曲折で、管理団体としてインターネットコンテンツセーフティ協会というのが2011年、設立されまして、4月から児童ポルノのブロッキングを始めるということになります。

続きまして、21ページ目になりますが、どのようにしているのかということなんですけれども、主にインターネット・ホットラインセンターとか警察庁からリストがやってきます。先ほど説明ありましたように、国内のものは警察だったりとか、プロバイダで自ら消すことができるので消すんですけれども、そうじゃない海外のサイトで、かつ、削除の要請に応じてくれないところだけをより分けるわけです。その中で、児童ポルノがまだあるのかどうか。それから、あった場合に、それが児童ポルノと言えるのか判定をします。まだネット上に残っているということを確認した上でリストをつくって関係事業者へ送信するというので、ブロッキングは今、成り立っております。

続きまして、これは先ほどの物を違う形にただけなので、ざっと説明しますと、児童ポルノ妥当性の判断をして、妥当であると考えたら、まだネットに残っているとリストを作成して送るということですが、このリストを1週間に1回、残っていないかと、残っている状況だとそのままなんですけれども、もしそのアドレス、URLに児童ポルノが残っていなければ消して、リストを更新するというをやっております。

それで、23ページ目以降、24ページ目から実際、今どういう現状なのかというのを差し支えない範囲で御説明させていただきますと、これは11年から始めていますから2011年、青い棒グラフはIHCとか警察から提供された児童ポルノじゃないのかと言われている申請数になります。だんだん減っていく傾向にあったんですけど、ここのところまた上がっています、それで、下のほうにあります105とか17とか赤い文字なんですけど、灰色の線は、これはDNSでブロックしています。DNSブロックはサイト全体をブロックしますので、オー

パーブロックになるんです。なので、特にひどいものだけ。具体的にいくと、例えばDVDの販売サイトとかそういう形になります。そこで見つけたものについては消しますということなので、数は少ないんですけどもこういう状況で、今は119、ですから、また最近は増えてきている傾向にあります。それから、緑色のリストは、これはURLで、ファイル単位で消すと。DNSは全く利用しません。全くじゃないんですけど、利用しないで、別の機械でもって、装置でもって消すのが緑色になります。増えたり減ったりいろいろ、これはあるんですけど、特に減るのは、警察によって、サイト運用者が検挙されると、がばっと減ります。なので、やはり逮捕が一番なんだなと。実は、それだけブロッキングの効果測定が非常に難しいんです。誰にどう効果測定するのかあるんですが、確実なことは、まだ数値も出ていないし、よく分からないんですけども、ただ効果としてあると思われているのが、このリストに乗っかると自ら消滅する 때가多々あります。なので、分かっているやっつけて、見つかったんだということで多分自ら消滅するんだなというので、効果がゼロではないかなと考えております。

続きまして、25ページ目がブロッキング実施している事業者数の推移です。ここのところ、ほぼほぼ皆さんやっつけていただけていますので、利用者数の9割以上がカバーしていますから、まだもう少しありますから頑張りたいんですが、次の27ページ目が今、会員一覧と書いていますが、会員一覧というのは、基本的には児童ポルノサイトのブロッキングをやっつけているプロバイダ、その他通信キャリアさんということになります。

それで、28ページ目、時間が長くなってきたので駆け足でいきます。ブロッキングの現在そのものの課題なんですけども、コストは全て事業者負担になっておりまして、ICSA、リストの作成、管理、運用だけで大体年間3,000万ぐらいの費用がかかっています。各プロバイダでの運用コストというのは、やり方とかそれから規模によって全然変わるんですけども、云十万、云百万から数億円ぐらいまでいくのかなと。日本全体にすると相当な金額がかかっていますけれども、これは冒頭申しましたように、児童の基本的な人権を考えると、コストとしてはしょうがないだろうと。それから、国に出してもらえばいいじゃないかという話があるんですけども、これも前半ありましたように、コスト負担を国が行うと検閲になる可能性があるんで、ICSAとしては、完全に民間のみで運用しています。問題になるのは、オンラインカジノの場合、賭けているのを見ているだけであって、賭けないと、ブロッキングしちゃうと違法になっちゃいますよね。その人を見ている人が賭けているかどうかというのは知る方法がないということを考えると、現状の法律の中ではブロッキング

すると、さっき野口さんの話にあったように逮捕される可能性があるということが大きな問題だと思います。

29ページ目、すみません、写真を消したら名前も消えちゃったんですけど、ナカザワさんという方が、例の海賊版サイトのときにNTTを訴えるということで、この中に通信の秘密で、公判の中でユーザの全通信の検知行為が実行されることは憲法21条2項の通信の秘密の侵害に該当する可能性が高いと言っていますし、実際このときには、業務命令でやったブロッキングによって社員が逮捕される可能性があるということもあって、そこは結構悩ましい問題でしたということになります。

それで、我々というか私、個人的に近いんですけども、それ以外に何かあるのかということとフィルタリングかなど。ただ、これは御家族だったりとか関係者の協力がなければなかなかできないんですが、いずれにしろ、回避策は出てきますので全能とは言えないんですけども、取りあえずライトユーザは消せるし、家の中に関しては結構効果があるのかということだと思います。

解決策等については飛ばしまして、ほかの違法有害情報対策については、私、いろんなところでやっているんですが、そうすると国際的なアライアンスの必要性が非常に高いかなと思います。実際、児童ポルノのブロッキングはINHOPEというホットラインセンターの国際的な組織の力も借りていますし、お互いに情報交換をするということをやっていますし、次の33ページ目になりますけども、一昨年、京都で開催したインターネットガバナンスフォーラムのようなものところで、政府だけじゃなくて民間レベルでの協力ということなんかもやっていますので、そういうものをこれからどんどん活用してできればと思います。

一番最後のページが、これはOnline Children Protectionという形で、これは少し古いんですけども、イスタンブールで開催されたときに、真ん中に白い服を来ているのがInternet Watch FoundationというイギリスのブロッキングやっているところのCEOなんですけども、来てここで話をするということもあって、こういう国際連携ということも考えたほうがいいのかなと思います。

長くなりましたが、以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、LINEヤフー社の坂下様より、検索事業者の立場からのオンラインカジノに係るアクセス抑止の取組等につき、御報告をいただきます。では、よろしく願いいたし

ます。

【LINEヤフー】 ありがとうございます。LINEヤフー政策企画統括本部の坂下と申します。本日はこのような場でお話する機会をいただきまして誠に感謝しております。よろしく願いいたします。

改めまして、オンラインカジノの問題ですけれども、弊社もインターネットに関わる企業としまして、非常に深刻な社会問題であると認識をしまして、大きな問題意識を持って議論を注視しております。検索サービスというインターネットの主要なアクセス起点を提供する企業として何ができるのか、このような場で皆様とコミュニケーションさせていただきながら、自ら考えていきたいと思っております。

次のページ、お願いいたします。本日短い時間ですけれども、私たち検索事業者に求められる役割というものを踏まえて、オンラインカジノサイトに関するヤフー検索の現在の取組、そして、追加的な取組の検討についてもお話をさせていただければと思っております。

次、お願いいたします。まず、最初に私たち検索事業者の立ち位置のようなものを御説明させていただければと思います。私たちヤフー検索は日本のユーザの皆さんのあらゆる情報を知りたいというニーズに応じて、インターネット上の多種多様、大量の情報の中から皆様の生活をより便利で豊かにする情報というのを分かりやすく提供していくと、そういうことをミッションにサービスを提供させていただいております。

その検索サービスというのはどのような仕組みかと申しますと、ウェブ上に公開されている膨大なページというものを機械的に収集して、一定のロジックで機械的に処理、順位づけをするというものでございます。当然ながら、私たちが検索結果に表示されるべき情報を審査したり、恣意的な順位づけをしたりというものではございません。そして、おのずから機械的な処理の結果として、必ずしも適切とは言えないサイトが検索結果に表示されてしまうということもございます。そこについては、まずは検索エンジン側のアルゴリズムの改善でしっかりと対処していくべきというところは当然なんですけれども、それ以上に何ができるかという、右のほうですけれども、検索サービスというものは現代社会におけるインターネット上の情報流通の基盤として、公平性や中立性が求められると整理をされております。私たちが検索結果の一部を表示されないようにするといったことによって情報流通に制約を加えていくということについては、非常に慎重であるべきだと考えております。

他方で、私たちは情報流通の基盤を担う者として、こういった不適切な情報の流通が引き起こす社会課題に対して、どのように社会的な責任を果たしていくのかということもしっかりと考えていかなければなりません。この点については、私たちがなすべきことはまず、何よりも信頼できる情報をしっかりとユーザの皆様へ届けていくということであると考えております。そこで、ここの下のほうにキャプチャーを載せておりますけれども、例えば自殺につながってしまうような心の悩み、消費者問題、性暴力や虐待といった社会課題については、政府機関等と連携しまして、自然検索結果とは別の独自モジュールというものを提出しまして、そこで政府機関が発信する信頼性の担保された情報や、あるいは、よりきめ細やかな個別のサポートが必要な方がしっかりとつながることができるような相談窓口に関する情報というものを御提供させていただいております。

次、お願いいたします。オンラインカジノサイトについても、問題の深刻さが社会的に大きな議論となり始めた昨年夏頃から、警察庁様と連携させていただいて、私たち独自の、同様の特殊モジュールを提出しております。「オンラインカジノ」、「オンカジ」、「オンラインカジノ 合法」とか、そういった様々な想定されるようなクエリ、これが検索窓に入力されると、左のキャプチャーのような警告というものが出ます。違法であるということが一目でビジュアルで伝わるような注意喚起がされて、オンラインカジノサイトへのアクセスを踏みとどまらせるような仕掛けとなっております。

次、お願いいたします。とはいえ、オンラインカジノをより一步踏み込んだ対策ができないのかという声も当然あるかと存じます。具体的には、検索結果の一部を表示しないという非表示措置、あるいは右下にキャプチャーがありますように、特定のサイトについて警告を付す警告表示といったようなものが考えられます。私たちとしましては、こういった一步踏み込んだ措置というのは大きな必要性が認められる場合に、信頼できる第三者機関からの情報提供に基づいて実施すべきものだと考えております。

これはなぜかと申しますと、こういった措置は検索サービス上の原則自由な情報流通に制約を課していくというものである以上、本来、それらの措置の対象となるべきでないものが誤って巻き込まれて対象とならないようにすることが表現の自由や知る権利の観点からは重要だと考えております。そして、現状では残念ながら信頼できる第三者機関等からの情報提供を受けない限り、検索事業者単独でその対象を正しく、過不足なく判別していくというものはほぼ不可能であると考えております。また、企業実務のお話で恐縮ですが、やはり一企業の判断だけで自主的なこういった表示措置を行っていくとい

うことは、自分のサイトに不当に表示措置がなされたとお考えになるサイト運営者の方から損害賠償請求や最悪訴訟というものを起こされるリスクもありまして、現実的には様々な課題や難しさというものがございます。

そういった中で非表示措置や警告表示というものを行っている分野が記載した3つの分野でございます。一番上は、児童ポルノです。これは児童の人権という観点から極めて大きな必要性がありまして、児童ポルノ禁止法という立法措置もなされて、私たちを含む電気通信事業者に対して、送信防止措置等の努力義務が規定をされております。この送信防止措置というものの努力義務を受けて、ISP事業者様ですとブロッキングですし、私たち検索事業者という違うレイヤの事業者であれば、ICSA様から対象とすべきサイトのリストの御提供というのをいただいた上で、それらが検索結果で表示されないようにするという措置を実施しております。ほかにも海賊版サイトや不正サイトについて、それぞれ個別の権利者の方からの請求や情報提供に基づく非表示措置であったり、警察庁様等からの情報提供に基づく警告表示というものを実施しております。

次、お願いいたします。最後に、オンラインカジノサイトについて、こういった非表示措置や警告表示といった措置ができないかということについてお話をさせていただきます。私たちがこういった踏み込んだ措置を行うためには、先ほど申し上げた整理と同様ですが、信頼できる第三者機関からの情報提供が不可欠だと考えております。なぜならば、先ほども少しお話ありましたが、例えばタイトルやサイトにカジノといった文字があったとしても、そのサイトが本当にオンラインカジノサイトなのかどうかということは検索事業者には調査、判定のしようがないからなんです。例えば無料版のサイトなどのように、金銭を賭ける賭博行為がないサイトもあるかもしれませんし、単にカジノの実態に関して情報提供しているだけの有用なサイトなのかもしれません。また、オンラインカジノサイトそのものだけではなくて、リーチサイトといったものも対象にしていくとなると対象は無数に拡大していきますし、判定の困難さというものも増していきます。こういった状況で検索事業者が独自の判断で一定のサイトを対象に非表示措置や警告表示といった措置を行うことは、表現の自由や、あるいは自由な経済活動といった観点から大きな懸念があると考えております。

また、2番目のダイヤのところですけども、こういった措置を行ったとしても、検索事業者のレイヤだけで取組をしたとしてもそれは限界があって、あまり問題の解決にはつながらないと考えております。例えて言えば、バケツに複数の穴が空いているときに一つや

二つの穴だけに手当てをしても水は漏れ続けていくということだと思っております。例えばドメインホッピングということで、どんどんいたちごっこで新しいサイトができて、あるいはリーチサイトができてというような懸念がありますし、当然ながら、ブラウザにURLを直接入力してしまわれれば、オンラインサイトへのアクセスというものについては、検索事業者だけではもうどうすることもできないということになります。

最後ですけれども、オンラインカジノの問題については、総務省様を中心に今後も関係行政機関や様々なレイヤの事業者を巻き込んで、全てのレイヤで包括的に取組をしていくということが必要不可欠だと考えております。その中で、弊社としてもぜひ能動的にしっかりと役割を果たしていきたいと思っております。私たちインターネットサービスをユーザの皆様には驚きや感動を与えるために提供していきたいと考えている事業者にとっては、インターネットを通じてオンラインカジノにアクセスしてしまって非常に悲しい思いをしてしまう御本人であったり御家族の方が生じてしまうということは、私たち事業者にとっても非常に悲しいことでございます。そういったこととならないように、ぜひ関係者で連携して、総合的な取組を進めていければと思っております。

私からは以上となります。御清聴ありがとうございました。

【曾我部座長】 坂下様、どうもありがとうございました。

御報告いただいた皆様、時間を厳守していただきまして、進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

そうしましたら、各報告に対する質疑応答をまとめて行いたいと思います。時間としましては、ひとまず15分程度ということで予定しておりますので、御質問おありの方はお知らせいただければと思います。では、橋爪先生お願いします。

【橋爪座長代理】 3点ございます。まず、2点は技術的な問題ですが、御報告を伺いまして、ブロッキングという方法には有効性に限界があり、また、オーバーストッキングの弊害が生ずるということを理解いたしました。そのような状況は児童ポルノかオンラインカジノかによって異なるわけではないということでもよろしいでしょうか。まず、1点目です。

【インターネットコンテンツセーフティ協会】 じゃあ、私から、実際にやっているところで、おっしゃるとおり、課題が何であれ、その技術的な弊害に関しては全く同じです。

【橋爪座長代理】 ありがとうございます。次の質問です。ジオブロッキングについても御紹介いただきましたが、このジオブロッキングの有効性と申しますか、ジオブロッ

ングを日本のユーザが回避することは容易かについても、この機会にお伺いしたいと思います。

【曾我部座長】 こちらは前村構成員、お願いいたします。

【前村構成員】 ありがとうございます。ジオブロッキング、かつては一部、場所を誤認識するという問題があったんですけど、それは日本の中で、例えばフランスというように見えてしまうとかという、そういう例外的なところが若干あるんですけど、そういうというのは、徐々に徐々に学習して修正されていって非常に精度が高い状態なので、これによってオーバーストッキングのような問題は起こらないんじゃないかと私は考えます。

【橋爪座長代理】 日本のユーザがジオブロッキングされているサイトに別の方法を経由してアクセスする可能性があるかについてもお伺いしたかったのですが、その点はいかがでしょうか。

【前村構成員】 そうですね、それは例えばVPNを使って、日本にいないかのようなふりをするということは可能です。

【橋爪座長代理】 分かりました。ありがとうございます。

3点目です。法的な問題が絡んでくるので自信がありませんし、私、根本的な誤解をしているかもしれませんが、現在、児童ポルノのためのブロッキングがされているということだと理解いたしました。そうしますと、私が今、大学や自宅で検索したり、アクセスした情報全てが、プロバイダによって把握されているわけですよね。ということは既に通信の秘密が侵害された状況が現在継続しているわけですよね。そうしますと、新たに別の観点からブロッキングの対象リストを追加する行為によって、いかなる被害が国民一般に発生するのでしょうか。

つまり、全くブロッキングをしていない状況であれば、まさに国民一般の重要な憲法的権利が侵害されると思うのですが、既に権利が制約されている状況下において、新たなブロッキングをすることが、具体的にどのような権利の侵害になり得るかということ、私は十分に理解できていないところがあります。法的な問題も絡んでまいります。もしよろしければ、この点につきまして、御意見なり、御教授をお願いいたします。

【曾我部座長】 これは野口さんにお聞きしてもいいですか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 私ですか。

【曾我部座長】 ええ。

【日本インターネットプロバイダー協会】 プロバイダー協会の野口です。法的な評価

の話になりそうで、私、自信がないんですけれども、一つは確かにおっしゃるとおり、今は児童ポルノでブロッキングをやっていると。そうすると、そこにオンカジを追加することは確かに設定を増やすと、そういった技術的に見るとそうかもしれません。ですが、利用者の側から考えてみると、まず、そもそも私が自分の通信先をプロバイダに委ねているのは自分の通信をつないでもらうためだと。児童ポルノに関しては、社会的な合意をどのように取ったかという評価の話はともかくとして、一応今まで問題なくやられている。これは児童の権利を本当に、性的虐待の結果であるものというのが非常に深刻な被害をもたらしていると。それを避けるためであれば、ある程度仕方ないと思っている国民の方が多ということにほかならないのかもしれない。

それにオンカジを追加するということは、その情報を取得して別の目的に、つながないという目的で使うことについて、新たな理解をちゃんと得ていない限りは、やはり新たな権利侵害がそこで生じるのではないか、私、ちょっと考えがまとまらなくて申し訳ないんですけれども、一応そのような利用者の側から見て、または利用者の説明をする立場からすると、そのようなお答えをすることになるのかなと思います。

理論的にまとまっていなくて申し訳ありませんけれども。

【曾我部座長】 ありがとうございます。森構成員から今の点についてコメントいただけるということですので、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。今のことで、私のほうから御説明させていただきます。

私の考えということではなく、これまでどのようにその問題が考えられてきたかということについてなんですけれども、通信の秘密が一定の場合に開かれているということは、ある意味、当たり前でございまして、例えば変な話、普通にルーティングをする際にも、宛先はどこなのか、パケットの宛先はどこなのかということを機械的に確認して、ルーティングをしているということです。ですので、それ自体が通信の秘密の侵害であるわけなんですけれども、じゃあ、それはどうなのということなんですが、それは正当業務行為として違法性が阻却されるというように考えられてきました。

ほかにも、課金に用いる場合とか、あるいはサイバー攻撃対策として、通信の秘密を侵害するような複数の手段が講じられていますけれども、それらについては、それぞれ緊急避難である、あるいは正当業務行為であるという形で違法性阻却事由の整理がされてきましたので、そのような現状、既に機械的に通信の秘密が開かれている、あるいは児童ポル

ノブロッキングのような形で通信の秘密が開かれているということはありますけれども、それは利用目的に従って、一つ一つ違法性阻却事由の検討がされてきたというのがこれまでのことですので、児童ポルノでブロッキングをしているから、ほかの理由でブロッキングをすることも正当化されるのではないかというようには、これまでは考えられていなかったということですのでございます。

【橋爪座長代理】 私自身、十分に理解しきれていないのですが、一定の利益が制約された状態が既に存在しているところ、それ自体が、一定の根拠によって正当化されているわけですね。その状況下でさらに新たなブロッキング対象を追加する行為は、確かに新たな利益侵害という感じもするのですが、通信の秘密という観点からは、新たな制約なり負担が発生していないようにもみえるため、新たな被害の実質については、さらに詰めて検討する必要があるようにも思われます。私自身、十分には理解できていない点もありますので、もう少し自分なりに考えてみたいと思います。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点、もし続きがあるようであれば、この後、意見交換の時間もありますので、そちらに改めてお願いできればと思ひまして、今の時間は、ひとまずヒアリングに対する御質問ということで、改めて御希望がありましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

では、森構成員、お願ひいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。せっかく御質問いただきましたので、さらに補足をさせていただきますと、機械的に通信の秘密を検知するようなことにつきまして、それ以上ダメージが出ないんじゃないかというようなお考えで今の御質問だったのではないかと思いますけれども、そのようには考えられていなくて、通信の秘密、もしかしたら、それは権利である一方で、通信の仕組み自体の信頼性ということを支えているからかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたように、ルーティングであつたりサイバー攻撃対策であつたり、いろんな形で通信の秘密は開かれています。

それが、それによって通信の秘密というのは失われているのだと考えますと、今度はあらゆることについて開かれるということになりますので、例えば、いろいろ問題になっていきます誹謗中傷、今、様々な方向で対策をしておりますけれども、誹謗中傷であつたりとか、あるいは、それ以外のわいせつであつたりとか、そういったものについても全てブロッキングで対応することが可能になるということになりますので、そうしますと、それは本日御説明のあつたようなアクセス側で、手元で全ての通信を見て、それがどこに行くかを誰か

がチェックすることができるようになってしまうということですので、そうしますとそれは、私としては、権利としても、様々な目的で宛先がチェックされるということは、権利としても、より多く奪われているように思いますし、また、通信の信頼性という観点からは、それはあまり普通の日本のような民主主義の国家とは違う形で、インターネットの監視を行うような世界感になってしまうのかなと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

【鎮目構成員】 よろしいですか。

【曾我部座長】 鎮目構成員、お願いします。

【鎮目構成員】 今の議論に関して、1点だけ教えていただきたいことがあるんですけど、既に監視、全部の通信を監視しているときに、さらなる権利侵害がないのかというお話なんですけど、通信の秘密の侵害の対応に関しては、これまで総務省の会議などでは知得と窃用と漏えいという3つの態様があると、そういう解釈が多分前提になっていて、ブロッキングの場合、侵害対応としてはどれに該当するのかということと、知得でよろしいのか、さらに窃用ですかね。ブロッキングを単にそれを使うということになると。

そうすると知得して、さらに窃用という異なる態様があるときに、法益の侵害の内実は、知得してさらに窃用すると、さらなる権利侵害がそこで生ずるといような理解がなされているのか、そうでないのかと。そうすると、ブロッキングをさらに使うということになると、既に侵害していた権利をさらに重ねて、さらなる大きな侵害を招くと、そういう理解がなされているのかどうかということ、この件について詳しい先生から教えていただきたいんですが。

【曾我部座長】 では、森構成員にお願いしてもよろしいでしょうか。

【森構成員】 すみません。では、歴史的経緯について、ロートルからお答えしたいと思いますが、ブロッキングに関しては知得と窃用であるというように、先生御指摘のとおり言われておりました、両方について、通信秘密の侵害があると言われていました。ただ、より大きなとか、あまり権利侵害の量について議論したようなことは、私の記憶としてはなかったように思っています、理由は分かりません。もしかしたらどこかでヒットすると、もうアウトだからということなのかもしれませんけれども、私個人の考え方としては、取得の侵害と窃用の侵害という2つあったら、それはより大きな侵害だと思いますけれども、あまり侵害が大きい小さいという話をしたことはなかったように記憶しております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点は、いろんところで疑問も提起されるところですので、しっかり今後整理していただく必要があるのかなと思うんですけども、もし総務省のほうで今現在、何か今までこういう考え方だったというのが、もしすぐお分かりであれば、一言いただいてもよろしいですか。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。基本的には森先生おっしゃったように、一つの行為が知得、窃用、漏えいのどの要素によって成り立っているかということについては、一つだったり二つだったり、三つだったりということはいろいろあり得るのかなと思いますし、その行為全体としての法的評価はされるべきだと思いますが、二つのほうが一つより重いとか、そういった量的な判断をしたことが行政の場であるかという、我々自身も把握している限りございませんので、必ずしもそういったところにとられる必要は現時点ではないのかなと考えてございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の論点、ひとまず、この程度にさせていただければと思ひまして、その他の点につきまして、既にもう質疑に入っているような感じもするんですけども、ということで、全体的な御意見も含め、あるいはヒアリングに対する御質問も含め、もう少し時間がある方も、ひとまず12時ぐらいをめぐりに御意見、御発言いただければと思ひますが、いかがでしょうか。それでは、鎮目構成員をお願いします。

【鎮目構成員】 すみません。1点だけなんですけれど、補充性との関係で、私もほかの手段を尽くしたということは、緊急避難でやるにせよ、法令行為としてやるにせよ、極めて重要だと考えているんですが、野口さんからの御説明の中で、いろいろなブロッキング以外の代替手段として、あり得るものを明快にお示しいただきまして、大変参考になりました。この点はありがとうございます。

その中で気になったのがCDNです。CDNというか、プロバイダの一種と理解しているんですが、これ、CDNのところで手を打つことができるのではないかという御指摘だったかと思いますが、こちら、どのオンカジサイトがどのCDNを使用しているかとかというのは、これは可視化されているのでしょうか。1点だけなんですけど、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 プロバイダー協会の野口です。それは非常に簡単に分かります。構成員向け資料のほうでも、どこのCDNを使っているかということがリストに掲載されております。

【鎮目構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。CDN対策については、これまであまり議論して

いなかったところですので、重要な論点を提起していただいたかなと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。私からLINEヤフーさんにお伺いしたいのですが、資料の2ページ目の上の2つの箱、特に右側です。現代社会におけるインターネット情報流通の基盤として、これは最高裁決定の言い方だと思うのですが、公平性、中立性というふうにお書きいただいているんですけれども、検索における公平性、中立性というのはどういったものだとお考えなのかというのが質問です。左側に検索サービスが一定のロジックで機械的に処理・表示とあるわけですが、ロジック自体は人が考えるものでありまして、そういう意味では、ここにおいて、ロジック構築において公平性、中立性が考慮されているということだと思うんですが、もう少しその内容等について補足いただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

【LINEヤフー】 ありがとうございます。一次的にはロジック構築というよりも、そのロジック、アルゴリズムを通じて出てきた検索結果、その情報に対して、人が恣意的に操作を加えないということを意図しております。操作というのは順位を変えたりとか一部を非表示にしたりしないということを指しております。

そこで、人手での個別判断に基づく操作が入ってしまうと、これはもう公平性、中立性というのが大きく害されているんだろうと思います。

【曾我部座長】 そうすると、ロジック構築、アルゴリズムの構築に関して公平性、中立性という視点は特段ないということになるのでしょうか。

【LINEヤフー】 そうですね。弊社が検索エンジンを自前で持っている企業ではないため、私がお答えすることが適切なのか分からないんですけれども、もちろんアルゴリズムにおいても、そういった価値というのは当然大切だと思っております。ただ、これはもう他社の検索エンジンを提供している方のサイトとかで私も知っているという知識になりますけれども、当然アルゴリズムをつくっていくに当たっては、サイトの信頼性であったり、ユーザにとっての有用性も含めてというところで最適なものが出るようにということでアルゴリズムを構築しているので、そこで一定の価値判断というか、そういうものがアルゴリズムの中に、望ましいものが上に出てくるような検索結果になるようにアルゴリズムを構築していくというところはあるんだと思っていて、そこは完全機械的に、何の価値判断も入れずにやりますよということではないのかもしれないです。

すみません、お答えになっていなくて恐縮ですけれども。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ですから、アルゴリズムにおいて、望ましいサイト、望ましくないサイトというのが考慮されている可能性はあるけれども、今回の御報告としては、それはひとまず括弧に入れて、出てきたものについて人が手を加えないことをもって公平性、中立性だと御説明いただいたということで、よろしいですか。

【LINEヤフー】 まさにおっしゃるとおりでございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。お時間を取って恐縮です。ほかいかがでしょうか。では、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。本当に高齢者のユーザという立場でしかないので、技術的なこととかが分かっているわけでは全然ないんですけども、ただ、ブロッキングという行為そのものについてはずっと反対をしております。というのは、先ほど立石さんだったか、野口さんだったか、おっしゃいましたけど、過去の通信の秘密というものがきちんと憲法に書かれるようになった理由というところから含めて、守らなければいけないものであるというふうには、それは皆さんも共通していることだと思いますけれども、その思いで、ここにあります。

その上で、児童ポルノのときにしろ、海賊版の議論のときにも、通信を見た上で何か判断するのが国であるということが、まず一番いけないことというのが私の中ではありました。過去、東京都の青少年健全育成条例の中で、いわゆる不健全図書と言われるものを指定して、子供向けのところで売れないようにするという検討がされた時に、私が所属しておりました女性団体、婦人会なんですけども、非常に高齢の方々がすごく反対されたんです。かつて婦人会では不健全図書というか、子供に見せたくない本は、そういう箱があって、そこにみんなでぼんぼん入れていくというような運動をしていたにもかかわらず、東京都というところがそれを判断するということにとっても厳しく反対をされたということがありました。

そういう意味からも、それをずっと踏襲してきた立場で今おまして、なので、今現在、児童ポルノでもそれをやっているという、そして今後、サイバー攻撃などに対しても始まると、通信を見られてしまうというところについては、現状、それはあるということは理解していますけれども、どこをはじくのかの判断を誰がするのかというところも、また大きな問題にはなってくるんじゃないかなと思っていて、かつ、ここで総務省で整理していただいているように、本当にブロッキングが効果的なのか、有効なのかというところを含めて、きちんと議論をして、今後結論を出していったらいいかなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでございましょうか。既に質疑応答とヒアリングを踏まえた意見交換と、もう混ざってしまっておりますけれども、いずれについても結構ですけれども、いかがでしょうか。

【曾我部座長】 黒坂構成員、お願いします。

【黒坂構成員】 黒坂でございます。もしかすると、もう少し早く発言したほうがよかったかもしれない内容なのですが、御容赦いただければと思います。まず、できるだけ手短にお話ししたいと思いますが、せっかくお時間いただいたので、少しでも分量が多くなるかもしれません。

まず、ブロッキングについて、基本的な判断の対象となる通信の秘密に対する考え方について、私も長田さんが今お話しされた趣旨には基本的に同じ意見を持っております。その上で、緊急避難であるとか違法性阻却事由であるとか、これが正当に認められている状態がある場合にのみ、これを回避して、今、言わば仕方がない状態ということを経法的にきちんと整備するというのが、この例外を認める唯一の条件だろうと考えております。

その立場がまず、あるという前提で、先ほど来申し上げているとおり、あるいは以前から申し上げているとおり、オンラインカジノに関しては依存症の問題が非常に大きいので、総合的な対策を、法を制度としてきっちりと整備していただくことが先決であろうと、こういうふうに思います。事態が深刻であるがゆえに、そちらをまず、緊急として急いで対応していただくということが順番としても必要ですし、実効性のある対策としても必要だろうと思っております。

その上で、今日の会の冒頭で森先生がおっしゃっていた、本当にブロッキングが有効なのかということをおの考えで申し上げます。まず、ここまで、この検討会では、インターネットの運用を中心に議論してきたというように私は理解しております。しかしながら、この検討会のタイトルは、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会であって、議論の中心がインターネットになるということは当然自明のように思われますが、それ以前のところがそもそも問題であるということがタイトルからは見て取れます。何を申し上げたいかという、インターネットの問題とインターネット以外の技術的問題がここには存在するという事なんです。インターネットの問題という意味でいうと、先ほどのとおり、ブロッキングをどのように運用していくのか、IPアドレスブロッキングをどのように運用していくのかということ、及びインターネット上の代替迂回措置として、

今日指摘のあったCDN、また、VPNを使って、ジオブロッキングを迂回していくような手続もあると。こういったことも含めて、幾つかのオルタナティブな手段により、これが言わば骨抜きされてしまう、実効性が失われてしまう可能性があるというようなことがあります。ここについては、もっと議論を深めるべきだと思っておりますが、もう一つ、インターネット以外の方法というか、迂回があるということです。

これ、どのようなことかということ、詳細をここで申し上げてしまいますと、我々にとっての敵方である違法なオンラインカジノオペレーターへ情報を渡してしまうことになるので、詳細はお話しないようにしたいと思います。必要があれば、構成員限りで私のほうでメモを作成して後日共有するということは可能ですので、そういう対応を取りたいと思っておりますが、それでも議論にならないので、さわりだけお話ししますと、電気通信事業者間の国際ローミングを使った迂回は非常に容易に実現します。なおかつ、これは技術的な知識であるとか対応策を全く知らない、すなわち、そこいらのキャリアショップであるとか、MVNOのSIMであるとかを買ってきて、スマホを使って通信を開通させることができる。これは事実上、誰でもできると言ってもいいと思いますが、ということができる人たち、なおかつアプリをどこかのストアからすっと入れることができる人たちであれば簡単に実現してしまうことです。さらに言えば、ユーザ側の工夫をまったく必要とせずに、カジノサイトのオペレータ側の技術的措置により簡単に実現することができます。また、国際ローミング自体を遮断すること、たとえば日本とマルタのローミングを完全に遮断するということは、両国間の通常の通信を遮断することになるため、ほぼ不可能になりますので、ここは相当難しい問題が実は隠されています。すなわち、インターネット運用によるブロッキングを、日本国内の措置として行うだけでは、アクセスを制限することはほとんどできないし、カジュアルユーザのカジノ利用防止をすることもこのように考えていきますと、インターネットのブロッキングということは非常に重要な論点ではあるものの、総合的に考えて、それが本当に実効的、実効性があるものなのかということは、さらに議論を深めていく必要があります。

その上で、先ほど冒頭に戻りますが、今回、主眼とするべき保護法益は何かと考えたときに、オンラインカジノの依存症の方々に、これ以上ひどい状況にならないようにとか、あるいはそういった人たちが発生しないようにするということを先んじて考えていくということが、順番としては正しいのではないかと私は考えております。

すみません、少し長くなりましたが、意見を申し上げさせていただきました。以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。技術的な回避策というのがさらにあるというところで、ブロッキングの有効性について、新たな視点で今、問題点指摘いただいて、であるがゆえに、その他総合的な対策が必要であると、そういった御趣旨かと理解いたしました。どうもありがとうございます。

それで、あと森構成員からも発言希望があったかに思いますので、よろしく願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。私も今の黒坂さんのような国際ローミングのことは全く知らなかったんですが、同じような観点からお話をさせていただきます。

まず、今日は本当に皆様の御説明は技術的な話であって、ブロッキングというのはどういうものかということ、それからインターネットの違法情報対策全般についての示唆を大きく得られるものだったと思いますので、大変勉強になる御説明を皆様からいただいたと思います。立石さんは、緊急避難でブロッキングの実施をされて、体を張ってされていて、捕まるんじゃないかということでしたけれども、捕まりましたならば、私のほうで接見に伺って、私、ちょっと不案内ですので、いい弁護士を御紹介したいと思いますが、これは冗談でございまして、なぜ冗談かと言いますと、今日に至るまでこれだけ長くやっているのに民事の訴訟も全くなかったということです。

それに引き換え、海賊版サイトの場合は、実際にブロッキングする前から差止め訴訟が起こっているわけですよ。これは何を意味しているかといいますと、国民の皆様の納得というところから考えた場合に、法益権衡、何を守ろうとしてブロッキングしているのかということが非常に重要であると。そこがビビッドな社会の反応を引き起こしているということだと思いますし、また、私自身も法益権衡が非常に重要だと思うわけでございます。それが1点目です。

そのことからすると、冒頭にも申し上げました依存症対策であるということが果たして本当なのかという気が、やはり私にはしております。先ほど山口構成員からスポーツベッティングはもう導入されないんだということを教えていただきましたけれども、そうであったとしても、IRの話というのは依然続いていると思いますし、先般の依存症対策推進基本計画ですか、それを拝見しても、もちろん様々な対策が列挙されていて、学校教育とか医療支援とか、広告の抑制とかアクセス制限とか列挙されているんですけども、そうかといって、かといって、パチンコ、パチスロとか公営ギャンブルとか全体の普及を見直す、全体として、ギャンブルによって依存症になる人がどうしても一定量発生してしまうとき

に、それでやり直すというような話にはなっていない。その状況で、本当に依存症の方に対して、何としてもラストリゾートを使っても救済するという話なのかということについては、私は依然として疑問だなと思っております。

そのことと若干関係しますけれども、ブロッキングを持ち出してくる時に、依存症の方には、本当にはまってしまった方は、何とでもくぐりぬけようとするので、簡単にくぐり抜けられる手段があるから、依存症の方自体には効果がないけれど、カジュアルユーザに対しては対策となるというのも、私は少し微妙ではないかなと思っておりまして、そこには、依存症の人、もう既に依存症になってしまった人はさておき、もちろんカジュアルユーザを防げば、依存症の人が最終的には減るという因果関係にはあると思います。しかしながら、依存症の人のことはさておき、カジュアルユーザに対しては効果があるというような話をするのが、果たして本来の目的に対して誠実に向かい合っているのかなという気が私はします。そういう違和感を覚えているということです。

そして、カジュアルユーザ対策になるというお話でしたけれども、今の黒坂さんのお話は、青天の霹靂^{へきれき}だと思って伺っていたんですけれども、今日の御説明だけ聞いていても、パブリックリゾルバの設定というとなんか難しい感じがしますけれども、実際やることというのは非常に簡単なことですし、さらに言えば、プライベートリレー、iPhoneユーザが約半分いるこの国で、それはプライベートリレーをオンにすれば別に見られるんだよということが、果たしてカジュアルユーザ対策になるのかということも非常に疑問だと思っておりますので、私は法益権衡の問題、本当に依存症の方を守ろうとする話になっているのかということ、そしてカジュアルユーザ対策にブロッキングが果たしてなるのかということの3つについて疑問を感じているということをお願いしたいと思います。

まずは以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。そのほかいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。そうしましたら、今、12時も過ぎておりますので、意見交換、それから質疑応答は以上とさせていただきます。活発な御議論、貴重な御意見、どうもありがとうございました。

では、次回会合につきまして、事務局からお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 すみません。森先生から手が挙がっているようです。

【曾我部座長】 では、森先生お願いします。

【森構成員】 話してもよろしいでしょうか。

【曾我部座長】 どうぞお願いします。

【森構成員】 申し訳ありません、終わり間際に。JAIPAの御説明で御議論をお願いしたいことがありましたので、一言だけ申し上げたい、重要なことだと思えますのと、今後の議論につなげられればと思えます。42ページです。

CDN事業者に対して、日本国内への配信をやめてもらう法的根拠、それから、賭博サイトの配信の事実を知りながら配信を続けた場合の法的責任ということなんですが、実は、これは本当に本質的な提起をさせていただいているなと思っていて、よく議論される特にファイル交換なんかで議論される技術が悪いわけじゃないだろうとか、インフラが悪いわけじゃないという話です。違った形では、例えば、殺人事件が起こったときに、包丁を売っている人が悪いのかみたいな、そういう話だとお考えいただければいいんじゃないかと思えます。

まず、このときに包丁を売っている人に相当するものは、通信キャリアです。完全な導管の人たち。賭博、オンラインカジノを見に行っているユーザは全て何らかのインターネットアクセスプロバイダを使って見に行っているわけですけども、その人たちがカジノについて責任を負う、違法な賭博について責任を負うということは、全く誰も考えないわけでございます。これは間違いない、導管、導く管ですね、それは共犯ではないということです。

では、例えば、データセンターみたいなのはどうなのかと。データセンターみたいなことになってきますと、個々のコンテンツの関係で責任を負わせたりするのは難しいんじゃないのかという話にはなるかと思えます。じゃあ、ホスティングプロバイダやCDNはどうなのかと。ホスティングプロバイダやCDNはよりコンテンツに近い立場にいるのかと思えます。私、技術的なことは不案内ですので、しばしば法律系で議論される、暴力団に事務所を貸している不動産業者が責任を負うのかということについて、お話をさせていただきますと、暴力団は非常に悪い活動をしていたとしても、大家さんは通常は知らないわけでございます。ですので、家賃をもらっていただろうと、契約もしただろうと、だから、おまえは暴力団であつたり、違法行為の共犯だと言われると、それは、そこだけではかわいそうな話だと、家賃をもらっていることの一事をもって暴力団が行った犯罪の共犯とすることは難しいでしょう。しかし、暴力団に協力して証拠を隠滅したり、捜査を妨害したらどうでしょうか。そのあたりから共犯になる可能性が出てくるのではないのでしょうか。何が申し上げたいかと言いますと、CDNだからとか、ホスティングプロバイダだからといって、

ばしっと決まる話ではない領域があるということです。違法情報について責任を負うかどうかというのは、個々の細かい事情によって決まってくるところというのもやはりあるんだろうと思います。

特にCDNの場合、オリジンサーバにアクセスできないということ、そして、本人確認をしないということになりますと、本来の違法情報の発信者に対してたどり着けないということになります。そして、違法情報の存在を知った後もピンポイントで削除するようなことが技術的に可能であるけれども削除しないということになってきますと、これはどんどん共犯に近づいてくる。違法情報についての責任を負う立場に近づいてくるのではないかなと思いますので、CDN事業者も一定の条件付でということかと思いますが、ホストする違法情報について責任を負う場合があるんじゃないかと、私は個人的に考えているということをお伝えしようと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。CDN事業者の責任について御発言いただいたところで、条件次第では責任を取れるのであるという御見解をいただいたものと思っております。

この件については、先ほども申し上げたとおり、一つの論点として今後議論が必要かと思っておりますので、その際には、今の御指摘を反映したいと思っております。ありがとうございました。

そうしましたら、こちらでよろしいですか。では、改めて事務局からお願いします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。次回、第5回会合ですが、6月20日金曜日、午前10時からを予定しております。中間的な論点整理に向けた意見交換を行いたいと考えております。詳細については、追ってお知らせさせていただきます。

事務局からは以上となります。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会、第4回会合を終了とさせていただきます。本日は皆さま、お忙しい中、御出席をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上